

女性活躍推進法に基づく男女賃金差異の公表

当社の女性活躍推進法に基づく男女賃金差異は以下の通りとなります。

<割合>

| 平均年間賃金 | 男女賃金差異 (男性社員の賃金に対する女性社員の賃金の割合) |
|--------|-----------------------------------|
| 正規労働者 | 65.1% |
| 非正規労働者 | 60.6% |
| 全ての労働者 | 66.9% |

【算出の前提条件】

- ・対象期間 : 2023年度 (2023年4月~2024年3月)
- ・賃 金 : 給与・賞与で支給される所得税対象項目
- ・労働者 : 正規労働者 = 期間の定めなくフルタイム勤務する労働者 (取締役・執行役員は除く)
非正規労働者 = パートタイム労働者及び有期雇用労働者 (派遣社員は除く)
- ・その他 : 育休・産休を取得している者については、給与・賞与で著しい減額が発生しているものの、男女の働き方及び賃金差異縮小を目指す観点から、給与・人員ともに対象に組み入れて算出